

特定都市河川浸水被害対策法に基づき、 吉田川・高城川流域を「特定都市河川」

および「特定都市河川流域」に指定します

鳴瀬川水系吉田川及び高城川水系高城川（鶴田川含）流域は、古くから水害に悩まされてきた地域であり、昭和61年8月洪水による被害を教訓として、全国初の試みとして「水害に強いまちづくりモデル事業」により地域が大洪水に陥っても被害を最小化する取り組みを進めてきました。しかしながら、近年も平成27年9月関東・東北豪雨、令和元年東日本台風、令和4年7月の大雨等で大きな浸水被害が発生しています。

今後、さらに気候変動の影響を受け、水災害のさらなる頻発化・激甚化が予測されることを踏まえ、流域での浸水被害対策を組み合わせ、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の考え方に基づく対策が必要です。



昭和61年8月洪水による浸水の様子

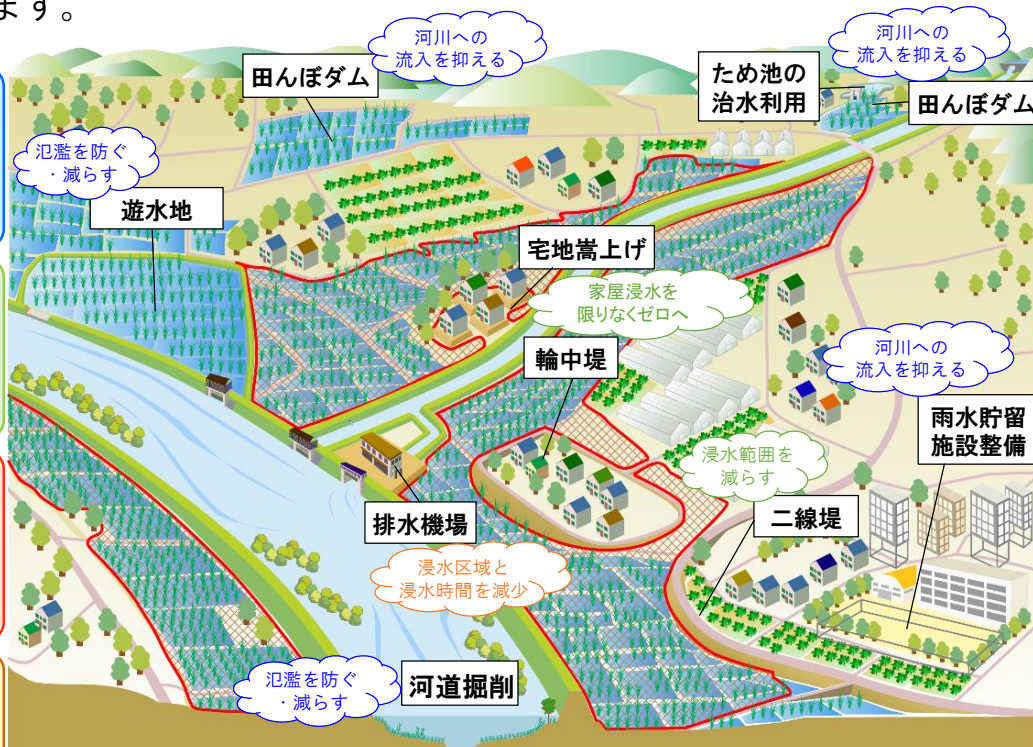


令和元年東日本台風による浸水の様子

吉田川・高城川で目指す「流域治水」の姿

特定都市河川に指定することで、河川整備を加速するとともに、水害リスクを踏まえた土地利用や流出抑制対策等に係る新たな予算・税制等も活用し、「地域を“みず”から守る」流域治水を推進していきます。

- ① 氾濫をできるだけ防ぐ
・減らすための対策
河道掘削、遊水地の整備、雨水貯留機能の拡大 等
- ② 被害対象を減少させるための対策
リスクの低いエリアへ誘導/住まい方の工夫、浸水範囲を減らす（二線堤の整備） 等
- ③ 被害の軽減早期復旧・復興の対策
氾濫水を早く排除する（排水機能の強化）、マイ・タイムラインの普及促進 等
- ④ 命と生業を守る流域のサポート



＜吉田川および高城川で取り組む流域治水のイメージ＞